

担当部課名	健幸福祉部健幸長寿課地域共生グループ	
件名	「守谷市手話言語条例」制定	
新規・継続別	新規	令和8年4月1日施行
目的 又は趣旨	<p>手話を音声言語である日本語などと同等の「言語」と明確に位置づけ、ろう者等の言語権を保障することを目的として制定するもの。</p> <p>手話の普及や理解促進、ろう者が手話を利用しやすい環境を整備することなどについて、市の責務や市民と事業者の役割を示し、ろう者の社会参加を促進する共生社会の実現を目指す。</p>	
内容 (方法, 対象者, 数量等)	<p>1 経過</p> <p>令和5年12月 守谷市聴覚障がい者協会による手話言語条例要望書提出 令和7年 2月 関係団体協議 (守谷市聴覚障がい者協会) 6月 「手話に関する施策の推進に関する法律」施行 6月～9月 庁内関係課協議 9月 関係団体条例素案調整 (守谷市聴覚障がい者協会) 11月～12月 パブリック・コメント実施 令和8年 3月 条例議案可決</p> <p>2 条例構成</p> <p>① 前文 (条例制定に係る背景の説明) ② 目的、定義、基本理念 ③ 市の責務、市民・事業者の役割 ④ 施策の推進 ⑤ 学校等における普及の促進、災害時等の対応など</p> <p>3 主な取組予定</p> <ul style="list-style-type: none"> 手話の理解促進や普及 (講演会開催や啓発資料の作成、広報等による周知) 学校等での手話をテーマにした授業や福祉学習等の実施 市窓口や災害発生時のろう者支援環境の充実、整備 	
予算額 又は経費	<p>【関連予算 (令和8年度)】 計 2,382 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> 「手話言語条例」講演会 タブレットによる手話通訳サービス 手話奉仕員養成講座 手話通訳等派遣 全国手話言語市区長会負担金 <p>その他扶助費：補装具費給付 (補聴器、人工内耳)、日常生活用具給付 (聴覚障がい者用屋内信号装置、人工内耳用カバー)、軽度・中等度難聴児補聴器給付 等</p>	
特記事項	<p>【県内市町村制定状況】手話言語条例 (又は情報・コミュニケーション条例)</p> <p>13市町村 (令和8年3月末見込、守谷市含む)</p>	